

令和9年度 たじっこクラブ 募集・利用要項



教育推進課 作成

◎たじっこクラブとは

就労等により昼間家庭で保護者の保護を受けることができない児童（小学生）に対し、放課後や土曜日、夏季休業等の学校休業日に、家庭に代わって適切な遊びや生活の場、教育的な支援の場を提供することにより、児童の健全育成や保護者が安心して働ける環境を作ることなどを目的とした学童保育事業です。

たじっこクラブ（以下、クラブという。）の運営は、市が委託している法人が行っています。
（別紙クラブ一覧参照）

【1. 対象児童】

市内の小学校に就学する児童で、保護者の就労や疾病、その他の理由により、昼間継続的に保護者の保護を受けることができない児童

【2. 実施期間】（新型コロナウイルス感染症の影響など不測の事態で変更になる場合あり）

《通 年 利 用》 毎年度 4月1日～3月31日（春・夏・冬休みを含む）

《夏休みのみの利用》 令和9年7月21日（水）～令和9年8月26日（木）【予定】

※1ヶ月に満たない短期間利用（春休みのみ、冬休みのみを含む）はできません。

※土曜日及びお盆期間の利用については、各クラブまたは各運営法人にご確認ください。

【3. 休みの日】

日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日）

【4. 実施時間及び利用負担金等】

《①午後5時まで利用》 平日…下校時刻～午後5時 休業日…午前7時30分～午後5時

通年利用 4,000円／月（8月のみ8,000円）

夏休みのみ利用 8,320円（7月分1,600円、8月分6,720円）【予定】

《②午後6時まで利用》 平日…下校時刻～午後6時 休業日…午前7時30分～午後6時

通年利用 6,000円／月（8月のみ12,000円）

夏休みのみ利用 12,480円（7月分2,400円、8月分10,080円）【予定】

《③午後7時まで利用》 平日…下校時刻～午後7時 休業日…午前7時30分～午後7時

通年利用 7,000円／月（8月のみ14,000円）

夏休みのみ利用 14,560円（7月分2,800円、8月分11,760円）【予定】

※生活保護を受けている世帯及び住民税が非課税の世帯は、負担金の減免制度があります。

減免制度の詳細は、教育推進課にお問い合わせください。

※利用負担金は、口座振替で納めていただきます。

市に納めていただく利用負担金以外に、活動費（実費相当分）として、おやつ代、教材費、イベント参加費等が別途必要です。活動費は、運営法人に納めていただきますので、その納付方法については、各運営法人にお問い合わせください。

活動費 （実費相当分）	利用区分	通年利用	夏休みのみの利用
	金 額	3,000円／月 8月のみ7,000円	8,500円

【5. たじっこクラブ利用要件】

- (1) クラブまで保護者等による児童の送迎（平日帰宅時の迎え、休業日等の来所時及び帰宅時の送迎など）ができること。
- (2) 児童が市内の小学校に就学しており、保護者等が次の各号のいずれかに該当すること。

ア 就労

保護者等が居宅外で日中常に就労しているため、又は居宅内で日中常に家事以外の就労をしているため、その児童の保護に当たることができないと認められる場合

①通年利用の要件（以下の要件をすべて満たしていること）

- ・15日／月以上勤務（内職の場合は20日／月）
- ・4時間／日（内職の場合は6時間／日）
- ・15時以降まで勤務していること（夜間勤務の方は、教育推進課にご相談ください）。

<注>1年生のみ5月末までの利用に限り14時以降でも可。

②夏休みのみの利用の要件

- ・60時間／月以上就業していること（内職も同様）

<注>7月分の就業時間が要件に満たない場合は教育推進課にご相談ください。

《証明書類》①②ともに就労内容に合わせた就労証明書、内職証明書、自営業状況申立書

イ 疾病等

保護者等が長期的（概ね3ヶ月以上）、継続的な疾病により、その児童の保護に当たることができないと認められる場合

《証明書類》医師の診断書等の写し

ウ 求職

①保護者等が求職のため日中常に外出しており、その児童の保護に当たることができないと認められる場合

②就労の準備のために公的職業訓練を受講している場合

<注>利用要件の有効期間

①利用申込みから2ヶ月間。ただし、利用開始以降でないと求職活動ができない方は、教育推進課に相談の上、利用開始から2ヶ月間。

②受講期間及び受講終了した日から2ヶ月間

《証明書類》①ハローワークへの登録がわかる書類の写し

②在所証明書等

エ 就学

保護者等が看護学校等へ通学している場合

<注>利用要件の有効期間

卒業した日と当該年度の3月31日のいずれか早い日

《証明書類》就学証明書及びカリキュラム・時間割が分かる書類

オ 出産（利用開始日時点で、産後3ヶ月を過ぎた育児休業取得者は利用要件対象外）

保護者等が出産するため、その児童の保護に当たることができないと認められる場合

<注>利用要件の有効期間

出産予定前2ヶ月間、出産日後3ヶ月間。当該年度に出産日後3ヶ月間を経過する者で、その後育児休業取得する者は、当該年度の3月31日まで利用可（ただし、待機児童発生クラブは除く）

《証明書類》母子健康手帳の表紙と分娩予定日を記入したページの写し。育児休業取得者は、育児休業中であることが分かる書類

カ 看護（介護）

長期にわたり疾病等がある親族があり、保護者等が常時看護（介護）に従事しているため、その児童の保護に当たることができないと認められる場合

《証明書類》看護（介護）の対象となる親族の障害者手帳等・要介護認定の結果通知書等の写し、または医師の診断書等の写し

キ その他

保護者等に係る事情により、育成事業の利用が必要と認められる場合

<注>教育推進課にご相談ください。

※ 就労以外のイ〜キについては、証明書類と共に「状況等報告書」の提出が必要です。

※ 利用要件に該当しなくなった場合は、取下届書または終了届を提出してください。

【6. 申込方法・提出先について】

以下の書類を教育推進課またはご利用を希望されるクラブにご提出ください。

- ① たじっこクラブ利用申込書
- ② 誓約書
- ③ 就労証明書 (※1、※2、※3)
- ④ 多治見市歳入金口座振替依頼書兼変更届出書、多治見市歳入金自動払込申込書 (※4)
- ⑤ 状況等報告書 (就労以外の要件に該当する方のみ)
- ⑥ 就労以外の要件に関する証明書等 (該当する方のみ)
- ⑦ 利用する児童の障がい等に関する診断書の写し (該当する方のみ)

※1 就労証明書等は、クラブを利用する児童と同居している 20 歳以上 65 歳未満の方、全員分が必要です。単身赴任している保護者の方についても就労証明書等を提出してください。

また、20 歳以上で学生の方は、在学証明書を提出してください。

※2 自営業の方は、開業届、昨年度の確定申告書の写し等、自営業であることを証明できる書類を添付してください。

※3 就労証明書等は証明日から 6 ヶ月以内のものに限ります。

※4 口座振替に関する書類は、利用負担金の振替口座が未登録の方、または登録済みの口座を変更される方のみご提出ください。(兄弟・姉妹のたじっこクラブ利用者がいる場合は省略できます)。

①〜⑤の書類は、各窓口 (教育推進課、クラブ、運営法人) にて配布します。

①〜③、⑤の書類は、教育推進課のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.tajimi.lg.jp/kosodate/sho-naka/hoshin/tjkclub.html>

④の口座振替の書類は、複写式のためダウンロードできませんので、必要な方は、各窓口までお越しください。



【7. 令和9年度利用の申込期間(当初)】(通年利用・夏休み利用を同時に受付)

・ 利用申込期間は、令和8年10月26日(月)～令和8年11月30日(月)まで。

・ 各クラブには定員があります。そのため、上記申込期間を過ぎてからの申込みは、定員を超えた場合に行う抽選等に参加できなくなる、またはご希望の利用開始日から利用できないなどの不利益が生じる場合がありますのでご注意ください。

【8. 新年度開始後の利用手続きに関する注意事項】

●年度途中の利用申込みについて

4月以降の年度途中でもクラブの定員に空きがあれば、利用することができます。

利用区分	申込み受付期間【厳守】
通年利用	利用開始希望日の2ヶ月前から <u>2週間前まで</u> (※5)
夏休みのみの利用	<u>5月末日まで</u> (※6)

(※5) 受付期間を過ぎて申込みされた場合、希望日からのご利用ができないことがあります。

(※6) 定員に空きがある場合は、夏休み開始日の2週間前まで受付をします。

<注>夏休みのみの利用は、長期の一日保育や夏休みイベント等がある特別期間のため、必ず夏休みのみの利用申込みをしてください。7月から通年利用で申込みをされる場合は、利用終了時期を確認します。

●利用の変更（状況変更、休止、終了、取下げ）について

クラブの利用状況に変更が生じた場合は、多治見市のHPからオンライン申請または書面により、期限までに必要書類を提出してください。なお、期限後に提出された場合は、原則として返金等に応じられませんので、提出期限を厳守してください。

提出書類	変更内容	提出期限【厳守】
利用者等 状況変更届	登録区分(午後5時まで・午後6時まで・午後7時までの時間変更)※7,8	通年利用…変更希望日の <u>2週間前まで</u>
	利用期間(通年・夏休みのみの利用の変更)	夏休みのみ利用…夏休み開始日の <u>2週間前まで</u>
	上記以外(住所、就業先 他)	変更が生じた場合、速やかに
利用休止届 (通年のみ)	利用の休止(連続10日以上2ヶ月以下)※9	利用休止を開始する日の <u>2週間前まで</u>
利用終了届	利用の終了(クラブの退所)	利用終了する日の <u>2週間前まで</u>
入所申込み 取下届書	利用開始前の取下げ(利用中止)	利用開始日の <u>2週間前まで</u>

※7 通年利用の方の登録区分の変更は1ヶ月単位で行い、月途中からの変更はできません。

※8 夏休みのみ利用の方は、7月と8月を別々の登録区分に変更することはできません。

※9 休止届を提出できるのは、すでに1ヶ月以上継続利用している場合に限りです。また、休止からの復帰後1ヶ月に満たない利用期間で再び休止届を使用することはできません。(ケガなどによる特別な事情を除く) なお、通年利用の人で、夏休み等の期間中に利用しない場合も事前に休止届を出す必要があります。(クラブへ提出する出欠確認表とは別に休止届が必要となります)

【9. たじっこクラブの利用取り消しに関する注意事項】

以下のような場合は、クラブの利用を取り消しますのでご注意ください。

- ①本募集・利用要項P.2の5.(2)の要件に該当しなくなったとき。
- ②連続14日以上無断で欠席したとき。
- ③利用負担金を2ヶ月以上滞納したとき。
- ④利用者又は利用児童が、正当な理由なく活動上の指示に従わないとき。
- ⑤運営法人が管理運営上著しい支障があると認めたとき。
- ⑥その他教育委員会が特に必要があると認めたとき。

【10. 令和9年度入所からの制度改正について】

①育児休業期間中の利用要件の見直し

たじっこクラブ(放課後児童クラブ)における育児休業中の利用要件について、利用中の年度途中に出産日後3ヶ月経過となる育児休業取得者に限り、当該年度の3月31日まで利用することができます。

ただし、待機児童発生クラブについては対象外となります。(出産日後3ヶ月で利用終了となります)

運用開始日：令和9年4月1日(令和9年度から実施)

②入所選考基準の見直し

(ア) 就労形態ごとの区分(居宅外、居宅内、事業所に雇用されている者・自営・内職)をなくし、勤務時間に応じて点数を決定します。

(イ) パート、自営業、内職等の減点について、就労日数による減点に改めます。

(ウ) 保護者が学生の場合に適用する一律の点数を廃止し、就学時間に応じて点数を決定します。

改正例規：多治見市たじっこクラブの利用についての決定の基準を定める要綱

施行日：令和8年10月1日(令和9年度以後の決定の基準について適用)